

第2回 横浜市開港記念会館指定管理者選定委員会 会議録	
開催日時	令和5年8月9日(水) 午前10時～午前11時20分
開催場所	中区役所本館7階 702会議室
出席者	吉田委員長、大久保委員、小島委員、佐藤委員、古本委員(計5名)
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者5人) 審議及び候補者の決定については非公開
議 題	1 面接審査 2 指定候補者の決定
決定事項	1 会議の公開について 面接審査は公開し、審議は非公開とすること 2 指定候補者の選定について ソーシャルアカデミックマネジメント共同事業体 (神奈川新聞社、神奈川大学、相鉄企業)
審議内容	<p>1 面接審査</p> <p>ア プレゼンテーション(15分) 応募団体から、団体概要・事業計画等について説明</p> <p>イ 質疑応答(25分)</p> <p>(委員) 事業計画書の15ページに地下の利用「NEW」と書いてあるが、指定管理者公募要項の2ページに「地階について、横浜市公会堂条例に規定する会議室でない」と書いてある。もし、利用者から利用料金を徴収するとなると公会堂条例を変えなければならないが、それを考えているのか。</p> <p>(団体) 今回の公募条件の中から地階も貸室として共用できると認識している。もし、現状の公会堂条例では貸室として利用料金徴収が難しいのであれば、中区と協議して進めていきたいと考えている。</p> <p>(委員) 使用可能だが料金徴収は不可という理解で問題ないか。事務局より回答を求める。</p> <p>(事務局) 指定管理者制度で運営している施設において、利用者からの利用料を直接指定管理者に収入できる「利用料金制」を導入する仕組みとなっている。利用料金制を導入する際に、横浜市の公会堂条例で、利用料金の上限が決められている。地階は横浜市公会堂条例で利用料金を設定できる会議室として、市民に貸し出すことは出来ないと公募要項に明記してある。</p> <p>開港記念会館1号会議室、2号会議室などは、公会堂条例に基づく料金設定になっているが、地階の諸室について料金徴収を行うことは条例上不可能となっている。ただし、指定管理者が自主事業として、地階のスペースを活用しそこで入場料やイベントの参加費を徴収は可能。また、商業撮影事業として地階を撮影スペースとして使用する際に、手数料徴収も可能である。</p> <p>(委員) 公会堂条例の改正を求めた提案ではないとの理解で良いか。</p> <p>(団体) 問題ない。</p>

(委員) それでは、事業計画書の15ページにある利用料金の設定表については中区と相談しながら見直すということで良いか。

(団体) 問題ない。

(委員) 事業計画書の22ページの収入計画として、利用料金収入として1,892万円を見込んでいるが、中区直営時よりも大幅に上回るように思える。この見込みに、地階の利用料金収入は含まれているのか。

(団体) 地下の利用料金収入を見込んでいた。ただし、他にも貸出附属品の拡充に伴う収入増、結婚式前撮り利用料収入の含めた金額となっている。地下の利用料金収入としていた不足分については、他の貸室の稼働率を上げる努力をしていく。

(委員) 2つ教えていただきたい。1つは、区直営時にはジャックサポーターズが館内ガイドボランティアとして活動をしていた。今回の提案で大学の学生ボランティアが活躍することが記載されているが、ジャックサポーターズと学生ボランティアの関係性はどうか。もう1つは、学生ボランティアはコンスタントに入れるのか。

(団体) 神奈川大学はみなとみらいキャンパスに国際日本学部があり、観光を専門とした研究者、学生、ゼミ活動が行われている。学生ボランティアは、地域活動の一環として開港記念会館での活動を考えているため、コンスタントに入ることができる。

(委員) ジャックサポーターズとの関係性は。

(団体) ジャックサポーターズの知見や活動内容を教えてもらい、横浜の魅力を一緒に発信していきたいと考えている。

(委員) ジャックサポーターズを排除する意図はないという理解で良いか。

(団体) 排除する意図はない。我々は、微力ながら開港記念会館の魅力向上に寄与したい。

(委員) 仕様書には受付業務にかかる職員を常時2名以上、施設管理・設備管理等の業務で委託によらない場合は、常時1名以上と記載されている。それに関連して、マルチスタッフそれぞれが同じ業務をやるということだが、同じ人が同じ業務をやるというイメージではないか、補完という意味か。

(団体) 一例で申し上げると清掃スタッフが館内を掃除するが、隅々まで館内の事を理解しているのは清掃スタッフであるため館内の不具合を発見した場合は、そのまま放置をしない。維持管理担当者が維持管理だけでなく受付業務担当者が急遽不在となった場合に対応できる体制をマルチスタッフということを実現したいと考えている。

(委員) 清掃業務だが、事業計画書10ページの管理体制に清掃業務が入っているが、9ページの記載の雇用形態の箇所に職種として清掃業務がない。誰が清掃業務を担うのか。

(団体) 9ページに記載の雇用形態については事務所にいるスタッフを想定していたため記載がない。ただし、管理体制表にある通り、清掃業務スタッフについては8時30分から15時30分まで常駐する体制を考えている。

(委員) 清掃業務は委託なのか。

- (団体) 委託と直営の両方を考えている。直営を主で考えてはいるが、例えば、清掃業者が開港記念会館の近くにあり効率の良い運営ができると考えられるのであれば委託の可能性もある。
- (委員) 令和 6 年度の収支予算書を見ると、清掃費が計上されているため委託で実施するのと思った。
- (団体) 委託することも想定。
- (委員) 事業計画書 9 ページの管理運営組織図にある開港記念会館に常駐するスタッフとバックアップをする各団体とどのように連携していくのか。相鉄企業をはじめとするバックアップ体制の技術力が高く、一方で開港記念会館に常駐する職員は館長と維持管理担当のみ正規職員で、他のスタッフは非正規職員という組織図を見ると、意思決定の判断は誰が行うのかが疑問だ。例えば、新規事業の提案などは誰が提案し、誰が実現するのかが組織図から判断できない。共同事業体を構成する各社は非常に優秀で、広報、学生の活用、設備管理等、良い組み合わせだと思うが機能できるかがわからない。区役所とも調整し、問題なく運用できるようにしてほしい。名誉館長が全ての権限を握っているのか。ただ、収支予算書には名誉館長の人件費が計上されていない。人件費は開港記念会館のスタッフ分しか計上されていない。そのあたりのところがわかりにくい。
- (団体) 共同事業体を構成する神奈川新聞社と相鉄企業は施設管理業務を行っていて、これまでも同じような体制で運営を行っていた。その中で、施設の館長は権限を持って運用している。我々は必要に応じてバックアップを行っている。
- (委員) 提案資料に記載されていると誤解が生じない。
- (委員) 主体はあくまでもバックアップ体制を構成する 3 団体ではなく、開港記念会館スタッフにあるという理解で良いか。バックアップ体制は、知識や経験を必要に応じて提供することにとどまるという理解で良いか。
- (団体) 問題ない。
- (委員) マルチスタッフは職員を減らすことではなく、適宜状況に応じて対応できるスタッフを養成するという理解で良いか。
- (団体) 必要に応じて、様々な業務に対応するということ。
- (委員) 事業計画書の 23 ページにその他各種サービスとして、ごみの回収サービスの記載があるが、有償なのか無償なのか。
- (団体) 他の施設の実績になるが有料で実施しているため、開港記念会館でも有料で実施したいと考えている。
- (委員) 令和 6 年度の収支予算書ではどのように記載がされているのか。
- (団体) まだ導入できるか中区と協議する必要であると考えているため、収入としては計上していない。
- (委員) 収支予算書を拝見すると、公共料金を除外した施設管理費について、区直営時は 4 か月間休館していた令和 3 年度でも 1,960 万円支出している。一方で、応募書類には収支予算書に記載のある管理費 B(清掃費・修繕費など)と事務費の合算を 1,873 万円と積算している。区直営時と比べ、割安な印象を受けるが運営に支障はないか。

	<p>(団体) 他の公会堂の管理実績と開港記念会館の過去の実績及び、消耗品等の適切な管理を行うとともに経費削減等の努力をすることで、問題なく運営できると考えている。</p> <p>(委員) 区の直営よりも効率的に割安で運営できるということか。</p> <p>(団体) そのとおりだ。</p> <p>(委員) 了解した。</p> <p>(委員) 事業計画書 23 ページのゴミ回収サービスというのは、指定管理者が行うのか。</p> <p>(団体) ゴミは持ち帰ってもらうのが前提だが、持ち帰れない場合は有償で実施することを検討したい。</p> <p>(委員) 事業計画書 20 ページの舞台設備の取組の計画案の中に「ピアノ調律」「設備点検」等が提案と書いてあるが、収支予算書への記載がない。</p> <p>(団体) 区と協議し、実施できるか検討したい。</p> <p style="text-align: center;">＜審議＞</p> <p>2 応募団体の財務状況及び資格要件の照会結果について報告</p> <p>事務局から、「法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること」、「応募団体が、暴力団又は暴力団経営支配法人等であること」について照会の結果、該当がなく、いずれの資格要件も満たしていることを報告した。</p> <p>また、税理士の委員による財務状況審査の結果、応募団体を構成する共同事業体の 1 団体は経常収支差額が3期連続でマイナスになってはいるものの他の2つの事業者においては直前三期全てにおいて経常利益を計上しており、十分な純資産額及び金融資産を有していることから、3事業者を1の団体として考えた場合には指定管理者として管理運営していくことに支障が無いと判断された旨を報告した。</p> <p>3 指定候補者の選定</p> <p>委員による評点を集計した結果、最低評価基準(525点)を満たしていたため、指定候補者を次のとおりとすることが決定された。</p> <p>ソーシャルアカデミックマネジメント共同事業体(得点: 720点 / 900点)</p> <p>4 その他</p> <p>選定経過・結果を区長に報告することについて、了承された。</p>
<p>資 料 ・ 特記事項</p>	<p>1 資料 なし</p> <p>2 特記事項 なし</p>